

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）第2条の規定に基づき、和泉市地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 和泉市地域福祉計画及び地域福祉活動計画に基づく福祉施策の円滑かつ計画的な推進及び地域福祉の充実に関すること。
- (2) 地域福祉に関する方策の検討に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉を目的とする団体又は事業者の代表
- (3) 保健施設、医療施設、福祉施設等の関係者
- (4) 公募による市民

(平27規則43・令5規則22・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日の属する年度の翌年度末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平25規則59・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(専門委員)

第6条 協議会に専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、第3条の委員のほか、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者その他専門的な観点から調査審議を行う知識経験を有すると市長が認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、その者の選任に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(令5規則22・追加)

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選任されていない場合その他会長が招集できない場合は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(令5規則22・旧第6条繰下)

(協議会の招集の特例)

第8条 会長は、災害その他の理由により協議会を招集することができない場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(令4規則14・追加、令5規則22・旧第7条繰下)

(関係者の出席)

第9条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(令4規則14・旧第7条繰下、令5規則22・旧第8条繰下)

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、地域福祉担当部署において処理する。

(令4規則14・旧第8条繰下、令5規則22・旧第9条繰下)

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

(令4規則14・旧第9条繰下、令5規則22・旧第10条繰下)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行時において和泉市地域福祉施策推進協議会設置要綱（平成16年5月20日制定）に基づき和泉市地域福祉施策推進協議会委員として委嘱されている者は、この規則の規定により委嘱されたものとみなす。この場合における当該委員の任期は、和泉市地域福祉施策推進協議会設置要綱に基づく委嘱の日から起算するものとする。

附 則（平成25年規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。